

会 議 録 目 次

平成 2 6 年第 2 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 6 年 3 月 4 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
追加日程第 1	海田町副議長不信任の動議・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第 1 号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変 更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	
日 程 第 4	同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について・・	10
日 程 第 5	同意第 2 号 教育委員会委員の任命の同意について・・・・・・・・	11
日 程 第 6	第 4 号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める 条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	13
日 程 第 7	第 5 号議案 海田町重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正 する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
日 程 第 8	第 6 号議案 海田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
日 程 第 9	第 7 号議案 平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）・・・・・	17
日 程 第 1 0	第 8 号議案 平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 4 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日 程 第 1 1	第 9 号議案 平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	30
日 程 第 1 2	第 10 号議案 平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	32
日 程 第 1 3	第 11 号議案 平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・	33
日 程 第 1 4	第 12 号議案 平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）・・	34
日 程 第 1 5	施 政 方 針・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	47

平成26年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年3月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月4日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部         | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部         | 長 | 北 山 忍     |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課         | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課     | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課         | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 中 川 修 治   |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 森 原 知 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課         | 長 | 久 保 田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 水 道 課         | 長 | 花 本 則 之   |
| 会 計 管 理 者     |   | 加 藤 一 生   |
| 教 育 委 員 長     |   | 瀧 川 昌 俊   |
| 教 育 長         |   | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次 長       |   | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課 長   |   | 石 川 直 之   |
| 収 税 対 策 室 長   |   | 倉 本 勇 登   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 平 田 裕 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

追加日程第1 海田町議会副議長不信任の動議

日 程 第 3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

(3) 報告第1号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
広島県市町総合事務組合規約の変更について

日 程 第 4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日 程 第 5 同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について

日 程 第 6 第4号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の認定の定数を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 7 第5号議案 海田町重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条
例の制定について

日 程 第 8 第6号議案 海田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日 程 第 9 第7号議案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第7号）

日程第10 第8号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第11 第9号議案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第10号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 第11号議案 平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第12号議案 平成25年度海田町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第15 施 政 方 針

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただ

今の出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成26年第2回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第32に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より3番兼山議員、4番下岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は本日から3月18日までの15日間と決めます。暫時休憩いたします。議会運営委員会で協議いただきたい事項がありますので、委員長は委員会を招集してください。なお再開は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時 2分 休憩

午前 9時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま前田議員から、副議長不信任動議が提出されております。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。お諮りいたします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって副議長不信任動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。追加日程第1、副議長不信任の動議を議題といたします。本件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、西山議員の退席を求めます。提出者の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。海田町議会副議長の不信任動議。海田町議会は、海田町議会副議長西山勝子君を次の理由により信任しない。相当日数以前より、議会運営委員会開催予定の公務があつたにもかかわらず、私的用件と思われる町長、議長の県外出張に同行し、副議長の職責を担えない状況が発生したことは誠に残念であります。すなわち、平成26年1月30日に議会運営委員会が開催されることは、同年1月17日付けの議会運営委員会通知により、周知された事実であるにもかかわらず、同年1月30日から31日にかけて実施した町長・議長による要望活動に同行している。議会が議員の選挙により、副議長を置く理由は、議会を代表する議長が、職責ある議長に事故ある場合や欠けた際にその職務を代行するためである。しかしながら副議長は今回その職責を担えない状況が発生せしめた責任は非常に重いと言わなければなりません。以上のことから、海田町議会副議長西山勝子君を信任しないものであります。以上で、説明と提案理由の説明とします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これについて質疑を行います。質疑があれば許します。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。動議の中に、この文の中に私的用件と思われるというふうに書かれてるんですが、提出者と賛成者の方、これどのように思われているのでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の私的というような言い方はどうなのかというような質疑のようですが、いわゆる町長と議長が、要望事項ということで東京に行つとります。その用件がですね、公に示されておりません。それに副議長が同行しておる。ということで、公に示されていないということから、場合によっては私的用件ではなかろうかと、このように考えております。以上です。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。
兼山議員。これは反対討論ですか。賛成討論ですか。はい。どうぞ。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。本動議に反対の立場で討論いたします。この度の事案が真に不信任に該当するかどうかを考えました。まず、議運への議長の出席は必須要

件には該当いたしません。そして、その代理としての副議長が出席しなかったことが、信任しないとする理由には当たらないと考えます。副議長、正副議長がともに研修等により不在となることは好ましい状態とは言えないかもしれませんが、この事案をもって不信任とする理由には当たらないと考えます。よって、本動議には反対いたします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。副議長不信任の動議について、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）はい、着席してください。起立多数と認めます。よって副議長不信任の動議は可決されました。西山議員の除斥を解きます。この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時20分 休憩

午前 9時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は本日から3月18日までの15日間と決しております。日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございしますが、議会の動きとしてお手元に配付しております12月定例会以降の主なものについて報告いたします。はじめに、12月24日及び2月26日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告いたします。それでは、平成25年12月24日に開催されました平成25年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第2回定例会におきましては、決算案件1件、予算案件2件が提出されました。まず、決算案件として、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、予算案件として、平成25年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成25年度安芸地区広域ごみ焼

却場事業特別会計補正予算につきましては、平成 24 年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、平成 26 年 2 月 26 日に開催されました平成 26 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について、ご報告いたします。第 1 回定例会におきましては、予算案件 2 件、その他案件 2 件が提出されました。まず管理者の専決処分事項の指定についての一部改正について提出され、全会一致で可決されました。次に、平成 26 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計 5,459 万 5,475 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 2 億 7,066 万 1,983 円と決定されました。次に、予算案件として、平成 26 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び平成 26 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。以上で、平成 25 年第 2 回及び平成 26 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。次に、2 月 12 日に平成 26 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります佐中議員から議会の概略について、報告を求めることにいたします。佐中議員。

- 15 番（佐中）広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成 26 年 2 月 12 日に、平成 26 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会で選出の私から議会の概略についてご報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会においては、条例案件 2 件、予算案件 4 件、その他案件 1 件が提出提案されました。まず、条例案件として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を平成 26 年度も活用できるよう条例の施行期間を延長することについて、議案第 1 号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置管理及び処分に関する条例の一部改正が全会一致で可決をされました。また、2 年に 1 度の保険料率改定に伴い、平成 26 年及び平成 27 年度の保険料率を定めることなどについて、議案第 2 号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が賛成多数で可決をされました。次に、予算案件として、議案第 3 号、平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 4 号、平成 25 年度特別会計補正予算（第 2 号）について、それぞれ全会一致で可決をされました。また、議案第 5 号、平成 26 年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ 10 億 5,544 万 1,000 円とし、それぞれ全会一致で可決をされ、議案第 6 号、平成 26 年度特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 3,827 億

73 万 9,000 円とし、賛成多数で可決をされました。次に、その他の案件として、議案第 7 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についても全会一致で可決をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、平成 26 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（久留島）次に、2 月 20 日開催の広島県町議会議長会、平成 25 年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として 40 年以上在職の佐中議員が、広島県町議会議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告いたします。なお、12 月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方は、ご覧いただきたいと思います。以上で、議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、12 月定例議会後の行政執行の状況についてご報告をいたします。はじめに、消防出初め式についてでございますが、1 月 12 日に海田小学校グラウンドにおいて、消防団、安芸消防署、少年消防クラブの協力のもと、参加者、観覧者あわせて延べ約 1,000 人の参加を得て行いました。当日は、消防団員による分列行進、小型動力ポンプ操法、広島市消防局はしご乗り同好会による演技、少年消防クラブによる消火訓練、安芸消防署による災害救助訓練に加え、今年初めて協力いただきました海田鼓童子による太鼓の演奏や広島国際学院高等学校吹奏楽部の演奏などにより、例年とは違った雰囲気です。防火・防災意識の向上を図ることができました。また同日、海田公民館において、平成 26 年成人式を開催いたしました。新成人 282 名の対象者のうち 193 名、69 パーセントの参加がありました。第一部の式典では厳粛な雰囲気の中で祝辞や激励の言葉に対し、新成人の代表による力強い誓いの言葉が述べられ、町の将来を担う新成人に対し、来賓や来場された皆さんからの温かい祝福を受けました。次に、第 2 部の実行委員会が企画・運営する記念パーティーでは、本年のテーマ、ホームにふさわしい明るくにぎやかな成人式となりました。続きまして、1 月 23 日に安芸消防署及び消防団から講師を迎え、町職員 46 名を対象に A E D 使用した普通救命講習会を開催いたしました。次に、スーパーマーケットエブリイを核とした複合商業施設の出店計画書が 1 月 31 日に提出されました。この計画書では、畝二丁目の町道 2 号線沿いに敷地面積 1 万 3,547 平方メートル、店舗面積

3,612 平方メートルで 8 月に開店する予定となっております。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについて、ご報告をいたしました。本議会には報告 1 件、同意 2 件、規約制定 1 件、条例改正 11 件、補正予算 6 件、当初予算 6 件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久留島）続きまして、報告第 1 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第 1 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、広島県市町総合事務組合では共同処理をする事務について、竹原市が平成 26 年 1 月から加入することに伴い、組合規約の変更について専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）説明の前に、議案の配布にあたり、一部の議員の方に資料一覧の差し替えをさせていただきました。確認の徹底ができず、深く反省しております。大変申し訳ございませんでした。それでは、報告第 1 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。また、あわせて資料 1 の広島県市町総合事務組合規約新旧対照表をご覧ください。今回の改正は平成 26 年 4 月 1 日から広島県市町総合事務組合で処理する事務に竹原市が加わることとなったため、規約を変更するものでございます。組合規約を変更することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたものでございまして、同条第 2 項の規定に基づき町議会に報告させていただくものでございます。専決処分年月日は平成 26 年 2 月 21 日でございます。専決処分の内容でございますが、組合規約の別表第 2 に規定してある事務の 2 の地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する保障に関する事務及び 8 の賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する事務についてそれぞれ竹原市を加えるものでございます。この規約変更は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。中身の非常に細かいことです。こちら定例会議案の 2 ページ専決処分書。これを配付されて家で見よって、おかしい思うんですが、何でも、表を 2 段に分けるん、中途半端なところで。これは一般社会ではありえない配り方なんですよ。これ一列にできるでしょ。なんでこんなもん配ったんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず規約の改正技術についてのご質問だというふうに承っておりますけども、表を変更する場合に、改正技術として、一つの図と捉えます。その図を改正する場合に、1 ページからはみ出した場合はその図を途中で切り取って、次の段におろすというのが法制執務の基本的な改正技術でございますので、議員がご指摘のように、見た目には少し変則的ではございますが、法制執務の改正技術の基本原則にのっとった改正ということでご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治の第 180 条第 2 項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 1 号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、固定資産評価審査委員会委員であります上野敏明さんが平成 26 年 3 月 21 日をもって任期が満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引き続き上野敏明さんでございまして、経歴等につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員の上野敏明さんの任期が平成 26 年 3 月 21 日をもって満了となることに伴いまして、引き続き上野敏明さんを固定資産評価審査委員会委員としてお願いするものでござ

ざいます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから町長が議会の同意を得て選任するもので、任期は 3 年でございます。固定資産評価審査委員会委員の職務の内容でございますが、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するものでございます。それでは上野敏明さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和 27 年 4 月 18 日で現在 61 歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 63 年 6 月に安芸区中野一丁目で土地家屋調査士の事務所を開設し、平成 7 年 8 月から海田町大正町に事務所を移転開設され、現在に至っております。固定資産の評価に関する学識を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 1 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって同意第 1 号については、これに同意することと決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、同意第 2 号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第 2 号、教育委員会委員の任命の同意について、教育委員会委員であります林孝さんが平成 26 年 3 月 23 日をもって任期が満了することに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引き続き林孝さんでございます。経歴等につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本） それでは、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。現教育委員会委員の林孝さんの任期が平成26年3月23日をもって満了となることに伴いまして、引き続き林孝さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理執行するものでございます。それでは、林孝さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和28年12月12日で現在60歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和56年4月から広島大学教育学部助手を務められ、平成元年4月から広島大学学校教育学部助教授、平成13年4月から広島大学大学院教育学研究科助教授、平成20年5月から広島大学大学院教育学研究科教授、平成23年5月から広島大学附属東雲小学校校長及び同東雲中学校校長に就任され、現在に至っております。また、平成14年3月から海田町教育委員会委員としてご活躍されているところでございます。このように、これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、任命の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって同意第2号については、これに同意することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第4号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それでは、第4号議案、海田町障害区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書6ページをお願いします。また、資料2海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例新旧対照表をご準備ください。今回の改正は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、障害程度区分が障害支援区分に変更されることに伴い改正を行うものでございます。条例の改正内容につきましては資料2によりご説明いたします。海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の題名及び本則中の、海田町障害程度区分認定審査会を、海田町障害支援区分認定審査会に変更するものでございます。施行期日は平成26年4月1日でございます。また、条例附則第2項で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正もさせていただいております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。この度の程度というのを支援にというふうに改正するということを説明を受けましたが、それをもととの話をさかのぼりまして、この根元の話をしてもらいますと、障害の「害」というその漢字についてです。これ、率直に言いますと、当用漢字にもともとないものでしたからこの「害」という漢字を代用したいきさつがあるということなんです。今回改正されるわけですので平仮名にしてもよかったんじゃないかと、「害」という漢字をですね。それについては、そういう考えはこの改正にあたって、平仮名にするということは考えていなかったのかどうか、あと、この度の町長の施政方針にもありましたけど、町長の障がいの「がい」は平仮名で書かれているんですね、だからよくわかっていらっしゃるなというふうに感じましたけど、

それについてこのことは検討とか、そういう考えはなかったのでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課。

○社会福祉課長（中川）この障害の「害」の扱い方につきましては、法律に基づいて根拠があるものについては、漢字でそのままいかさしてもらっております。その他のもので配慮できるものについては、平仮名で対応してもらっているところでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）海田町が考えていらっしゃるその「害」というのは、平仮名のいう意味を、捉えていいのでしょうか。というのが平仮名にするとね、自分とか他人が動くことによって何か妨げになるということが平仮名になりますし、漢字の「害」になりますと人や他人に害を与えるというふうなニュアンス、意味合いが異なりますので、海田町については平仮名の意味がこめられた「害」というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）配慮できるものについては平仮名で対応していきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第5号議案、海田町重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、海田町重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等により、規定の整理を行うものでございます。内容につきましては担当者から

説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川） それでは第5号議案、海田町重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書7ページをお願いします。また資料3 海田町重度心身障害者介護手当支給条例新旧対照表をご準備ください。条例の改正内容につきましては資料3によりご説明いたします。この条例は5歳以上20歳未満の重度障害者を家庭で看護療育する世帯へ手当を支給するもので、条例第3条第3項は、家庭で看護教育しているといえない入所施設を列記しているものでございます。今回の改正で、これら施設の根拠となっている条文を整理させていただくものでございます。まず第1号の施設を障害児入所施設に、第2号と第3号整理して、第2号として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とする障害者支援施設に変更するものでございます。また、第5号は、精神病患者及び精神病質者を精神障害者に変更し、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げ、新たな第5号として、前各号に規定する施設と同等であると町長が認める施設を追加しております。また、既存の第6号を削るものでございます。施行期日は平成26年4月1日でございます。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5番（住吉） 5番、議員住吉です。新の方5号、前各号に規定する施設と同等であると町長が認める施設とありますが、具体的にどのような施設が考えられるのでしょうか。

○議長（久留島） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川） この場合につきましては、例えば、児童虐待などにより児童養護施設に入所しているなどの、家庭で監護していると認められない場合に、手当を支給するためにこの根拠をおいております。

○議長（久留島） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。第５号議案については、原案のとおり決する
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第５号議案は原案のとおりこれを決しま
す。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第８、第６号議案、海田町社会教育委員条例の一部を改正する条例  
の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第６号議案、海田町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定につい  
て。社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を加えるものでございま  
す。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）それでは、第６号議案、海田町社会教育委員条例の一部を改正する条  
例の制定について説明いたします。議案書の８ページをお願いいたします。あわせて資  
料４の海田町社会教育委員条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正の内容は、社会  
教育法第１５条に規定する社会教育委員の委嘱の基準が削除され、当該基準は、町条例  
で定めることとされたため改めるものでございます。第２条の見出し中、委員の定数の  
次に「等」を加え、第２項、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に  
資する活動を行うもの並びに学識経験のあるものの中から、教育委員会が委嘱する、を  
加えるものでございます。施行期日は平成２６年４月１日でございます。以上で説明を  
終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し  
ます。住吉議員。

○５番（住吉）５番議員、住吉です。毎度この条例改正が出ると聞くんですが、ここで言  
うところの社会教育の関係者、それと家庭教育の向上に資する活動を行うものとは具体  
的にどのような方をさすのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）まず、社会教育の関係者ということでありますと、生涯教育・社会教  
育に以前から携われておられる方、例えば、文化団体の関係者であるとかスポーツ団体  
の関係者、そういったところからの選出でございます。また、家庭教育に資する該当者と

言えばですね、子ども支援であるとか家庭教育ということでもありますので、公民館講座での講座生であるとかそういったところから選出するものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）意義なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第7号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算を議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第7号）、この補正予算につきましては、入札執行残などの不用額の整理等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）第7号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料5の平成25年度補正予算説明書に従いまして歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込み、事業の未執行による不用額の整理を行っておりますが、1件50万円以上のものについて減額を行っております。また、職員給や臨時職員賃金等の人件費関係についても、5万円以上の不用額について減額を行っております。その他、国県支出金の返還金や特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減については、件数が多くございますので、説明は省略をさせていただきます。また、箇所づけのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。それでは、資料5の13ページ、14ページをお願いいたします。総務費の財政管理費の基金管理事業につきましては、財源調整のため、財政調整基金積立金を3,781万9,000円増額するものでございます。次に、防犯対策費の防犯灯管理事業につきまして

は、電気料金の値上がりにより 80 万円を増額するものでございますが、他の施設でも光熱水費に不足が生じており、今補正で増額をしております。続きまして、19 ページ、20 ページをお願いいたします。民生費の障害者福祉費の障害者福祉一般事務事業につきましては、権限移譲により、平成 26 年度から町で行う身体障害者手帳の交付に必要な備品等を配備するため、17 万円を増額するものでございます。次の障害者支援事業につきましては、平成 26 年度の法改正に対応するためのソフトの購入でございますが、平成 25 年度法改正ソフトの執行残との相殺により差額分を増額しております。その他、利用者の増による障害福祉サービス給付費の増額と前年度国県支出金の返還金を合わせ、2,224 万 5,000 円を増額するものでございますが、ソフトの購入と給付費の増については、国県支出金の特定財源があり、ソフトの購入については繰越明許費を提出しております。続きまして、21、22 ページをお願いいたします。福祉医療費の重度障害者医療費給付事業につきましては、医療費の増による給付費の増額と県支出金の返還金を合わせ、784 万 3,000 円を増額するものでございますが、給付費の増については県支出金が交付されます。続きまして、25、26 ページをお願いいたします。保育所費の私立保育所育成事業につきましては、入所児童数の増により私立保育委託料を 300 万 4,000 円増額するものでございます。続きまして 37、38 ページをお願いいたします。土木費の道路新設改良費の町道 6 号線 2 工区整備事業につきましては、裁判の長期化により事業に着手することができず、1,985 万 4,000 円を減額するものでございますが、財源としておりました町債を合わせて減額しております。次の、町道 2 号線畝二丁目地内歩道改修事業につきましては、補助事業として事業費の追加を検討いたしましたが、補助対象とすることができず 2,000 万円を減額するものでございますが、財源としておりました国庫支出金をあわせて減額しております。次の町道 2 号線畝二丁目地内道路拡幅事業につきましては、大型商業施設の出店に伴い道路を拡幅するため、1,500 万円を増額するものでございますが、あわせて繰越明許費を提出しております。次の、町道 3 号線瀬野川東踏切整備事業につきましては、J R との協議により、J R へ工事を委託して実施することとし、工事請負費から委託料への予算の組み替えと詳細設計の結果により、4,041 万 5,000 円を増額するものでございますが、あわせて繰越明許費を提出しております。続きまして、51、52 ページをお願いいたします。53、54 ページにかけての教育費の旧千葉家費の旧千葉邸住宅改修事業につきましては、12 月議会で追加補正をしたものでございますが、事業の実施を見送ることにより減額し、あわせて繰越明許費の廃止を行う

ものでございます。続きまして、57、58 ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子につきましては、地方債の借入利率の低下により町債元金償還事業を 137 万 8,000 円増額し、町債利子償還事業を 383 万 8,000 円減額するものでございます。続きまして、歳入でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、件数が多くございますので、これらの説明は省略をさせていただきます。それでは、5 ページ、6 ページをお願いいたします。国庫支出金の教育費、国庫補助金の学校施設環境改善交付金と防災対策推進学校施設環境改善交付金につきましては、先の臨時議会で追加補正をしました経済対策事業の交付金の増額でございます。補助要望を提出した全ての事業について補助事業として採択され、あわせて交付金の加算がありましたので、669 万 7,000 円、7,904 万 8,000 円を増額するものでございます。なお、下水道事業の経済対策につきましては、補助採択されましたが事業の規模が縮小されております。続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。財産収入の普通財産売却収入につきましては、国際学院高から、借地している部分について購入したいとの申し出があり、協議の結果、周辺部分も含めて売却したことにより、170 万 6,000 円を増額するものでございます。次に、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 1 億 3,240 万 1,000 円を減額するものでございます。次に、町債の教育債でございますが、国の補正予算に伴う経済対策事業関連の町債の補正でございます。9 ページ、10 ページにかけて、国の交付金の加算に伴う町債の減額のほか、内示に伴い調整を行っております。続きまして、議案をご説明いたします。第 7 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 1 億 9,057 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 106 億 7,296 万 1,000 円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正でございますが、4 ページの追加 6 件と 5 ページの廃止 1 件でございます。歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたものの他、年度内の完成が見込まれないものについて、繰越明許費の追加を行うものでございましてでございます。続きまして、地方債の補正でございます。6 ページの廃止 1 件と 7 ページから 8 ページにかけての変更 9 件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上で、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。数点質疑させていただきます。まず、資料5の36ページ、私道整備補助事業でございますが、当初予算は423万2,000円で、今回減額が328万7,000円、で、その差し引きした金額が今回繰越明許費として、94万5,000円となっておりますが、この繰越はどういう理由で繰り越しとならざるを得なかったんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）これはですね、当初地権者の皆様が予定しておりました工事、請負う工事の方がですね、施工能力が手いっぱい、年度内に工事ができないという申し出がございましたので、来年度当初になり次第着手するという申し出がございましたので、それに基づいて繰り越しの方をさせていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）時系列的には、いつ、町民の方から申し入れがあったのかということです。で、今年度で、実施できないのであれば、新たに26年度の当初予算で執行ということもあり得たのではないかと考えております。続きまして、38ページ町道3号線瀬野川東踏切整備事業でございますが、ここは、高架事業が現行どおりに実施されれば、解消する踏切であると判断しておりますが、なぜ、今回増額の4,041万5,000円も増額をされて実施されるのか、その理由をお聞かせください。次に、40ページ、中店小学校線道路改良事業でございますが、当初予算は2億2,704万でございました。半額以上が減額になっておりますが、じゃあこの執行残ではなくて、執行できなかった面積はいくらだったんでしょうか。以上、質疑いたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず1点目の連立との関連のことについて、私のほうから答弁させていただきます。確かに連立高架になればですね、そこの方は解消されると思います。しかし、これを工事を今年度ですね、説明させていただいたときも申し上げましたとおり、やはり完成までに10年はかかると。10年間もここをですね、全く歩道がないまま、不便なまま住民の方に利用していただくというのはどうかなということですね、やはり今の現状の危険な状態を1日も早く解消したいということで、この事業に着手しております。

○議長（久留島）建設課長。私道の申し出について答弁をさせていただきます。私道の申し出は実際の話があったのは、常に私は私どもと相談、協議をしておりました。実際に

話があって、秋ごろですかね、秋ごろ工事をしたいということで工事業者の方と話をしておったんですが、なかなか手がとれないということで手がとれ次第ということであったんですが、年明けにですね、やはりどうしても今年度は無理だというお話を伺いましたので、繰り越しの手続をさせていただきました。

○議長（久留島）中店小学校の面積の件は、都市整備課長。

○都市整備課長（近森）面積につきましてはすいません、今こちらの方では。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在のやり方が、交付金がつきましてからそれでどこを買うかということを決めておりますので、今回はつかなかった段階で検討しておりませんので、実際の面積、これで買えなかった面積というのは試算ができません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1点は歳入のことについてお尋ねいたします。6ページの上でさっき、学校関係の国の経済対策でやった措置でまたこれで追加というのがありましたが、先般の議会の中で約15億学校関係の予算を組みました。そのときの答弁では国政のゆくえによっては、ということもありうるという説明をいただいたわけですが、今回、八千いくら、八千五百何ぼですね、計上されておりますが、これが確定をされて今日こうして計上されて補正がされておるのかどうか。もう一つはですね、38ページの、町道2号線の未執行の問題ですね、約2,000万円、補助の対象で国庫もできなかったから削減をするという、いろいろこれまで説明があったかもわかりませんが、このいきさつ理由ですね、問いたいと思いますので、お答えください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは、町道3号線の工事の未執行について私の方から説明をさせていただきます。これは先ほどちょっと財政課長が申しましたが、当初は、工事で予算を計上して。2号線ですか、失礼いたしました。町道2号線については、当初経済対策ですね、前倒しで3月に工事の方を執行しました。前倒しで工事を執行したんで、本当はその後の6月のときに削減すれば本来は良いんですが、経済対策で、ここの路線はできる可能性があるということでですね、そのままのけておりました。実際にまた25年度の経済対策があって、この路線をどうにか乗ることができないかということで、県とも話をさせていただいたんですが、どうしても今の採択の要件、ちょっと厳しくなりまして、昨年度と違って厳しくなったところがあります、通学路の要件とかそういった

ところで厳しくなったところがありましたので、今回は経済対策にここの路線が乗せなかったということで、今回、減額の方をさせていただいております。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡） 1 点目の国の経済対策に関係したこの度の補正予算でございますけれども、補助事業としての内示を受け、額の確定を受けたことに伴い、この度増額の補正をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）先の町道 2 号の問題ですね、経済対策で、なんか枠があってそれが該当しなかったからできなかったという説明を受けたわけですが、歩道と下の道路の拡張、これ関連性があるんですね、26 年度に事業推進するんかどうかわかりませんが、この現状あるいは今から進めていく、この予算との関係で今後どうするのか、これをお尋ねいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今後も引き続いて、2,000 万ずつ工事をやって、28 年度までに国信橋の手前、手前のところまで工事をやっていくという予定でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。先ほど、歳入の説明で 6 ページのところで、下水道の事業を縮小というふうに聞き取れたんですが、これは具体的にどんな縮小なんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）具体的な縮小につきましては、下水道特別会計の方で減額の提案をしておりますので、その際ご説明させていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6 番（宗像）6 番、宗像です。2 点ほどお聞きします。まず、歳入 8 ページの歳入で普通財産売払収入、この国際学院に土地を売られたというふうにご説明があったんですが、どの部分をどのように売られたのか。その中身についてご説明をお願いいたします。次に、38 ページ、町道 2 号線、道路拡幅事業これは畝橋のところ右折レーンをつけるような説明をされた施工図面が出ておりますけれども、そのときの説明に、大型商業施設が来るからという説明が少しあったように記憶しております。これはあくまで施設に入るためじゃなくて、国信橋へ曲がるための右折レーンの設置のように見えるんですが、

今後、商業施設が来たときに、実際に施設に入るための車の往来するための道路改良についてはどのように考えておられるのか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず1点目の国際学院高校に売却した土地の場所でございますけれども、国際学院高校の海田東小学校の校舎に近い部分、今国際学院高校の駐輪場として活用している部分ですが、そこで一部町の借地分がございましたので、その土地について売却をしたものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）町道2号線の拡幅のことでございますが、これは、国信橋に右折するための付加車線相当のものをとるための道路改良でございます。あと、町道2号線から商業施設に入るための付加車線というのは設けるようにはしておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今後商業施設がくれば、当然商業施設への車の出入りが多くなってくると思うんですが、それらに対する対策、で、工事をやるのであればあわせてそういう工事、それから大型商業施設が来るのであれば、当然大型商業施設へのその工事の施設負担、そういうものが生じてくるんですが、その辺トータル的にどのように考えておられるのか、今後どういうふうにされるのか、ご説明願います。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）ただいまのご質問ですね、大型店舗への出入りの関係でございますが、相当の負担ということもありましたが、大規模小売店舗場ですね、施設負担というのは現状ではですね、例えば付加車線を設けることについて事業者側に負担を求めるところまでは法的には求められておりません。ただ、生活環境をですね、できるだけ悪化させない。交通渋滞発生させないという観点から、今回事業者側から土地の提供を申し出られて、そして地域に貢献するといいますかそういった支援をしたいという申し出に基づいてされるものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）宗像議員の質疑を取るようで申し訳ないんですけども、今課長が言われた大型商業施設、土地負担がしてもらってるということでよろしいんですか。ちょっとその辺、僕わからないことが多々あったので、質疑させていただきます。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）ですから、それをですね、現時点で実際寄付行為があったわけではございません。これからその方向でですね、調整・協議を整えておるところです。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）別件です。説明で資料13、14ページのところの防犯対策のときに、10目かな、防犯灯の管理事業で光熱水費が上がったという説明があったんですけども、これは防犯灯が増えたから、それとも、今、LEDに関しての光熱水費は基本的に下がってくるはずなんだけど、80万ほど上がってるっていうのは、これはあまりに上がりすぎたかなというふうに説明を聞きながら感じたんですけども、その辺はどうなってますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）高熱水費の補正でございますが、昨年4月の時点で燃料調整費、基本料金とは別に電力会社の方が燃料を調達するのに、燃料代が増減する、それを各家庭で負担をいただくものなんです、4月の時点でその燃料調整額43.2円でございますものが、夏場になりますとマックスで140.98円、約3倍強上がっているということでございまして、全体的にですね、燃料代が高騰して、今回補正を組まさせていただきますものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）まずね、明許のとき千葉邸改修工事ということで850万繰り越しておるわけですが、その前から、廃止する、まあそりゃええんじゃということで何回かこういうことを言うてきとる訳ですが、ページは忘れたがね、そういう織田さんの遺品とかいろいろなものの展示をするというんでね、出とる訳ですが、この前から何回も言うてきておるんですが、火災・緊急時に対応できないからそういう施設に改修しろという、その辺の考えを一つ聞きたいというのと、先ほどの国信橋のね、これも1年ほど前からずっと言うてきとるわけですが、上流部分から下流に抜けるためには、歩道がね、真っすぐ抜けられないという、改修の予算というか予定もあったわけですが、急きょ、その大型店舗がくるということで設計を見直すということでね、今の説明だけでは不十分だと思う訳ですが、場合によっては、国信橋の架け替えとかね、4車線ぐらいにするとか、これを打ち合わせをやらんとただ単に歩道をちょっと直すとか隅切りだけでは対応ができないんじゃないか、そこらの全体的なことをね、どのように考えとるんか、一方では生活環境が悪くならんとか、今言うようなことでね、簡単に対応を答弁されておるんですが、親身になってそれを考えておるのかどうか、ただ口先だけでやっておられるんじ

やないかというふうに思う訳ですがね、そこらを含めてどういうふうに考えておられるか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）１点目の千葉邸の活用策についてでございますが、１２月議会におきまして、ふるさと館の代替機能という形でご提案させていただきましたが、ふるさと館の廃止が否決されましたので、千葉邸の活用につきましては白紙に戻すという形でこの度廃止させていただいたもので、現段階ではどのようにするかということについては、全く白紙でございます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）２点目の、町道２号線の川側の歩道について答弁させていただきます。

これにつきましては、大規模商業施設の立地とは切り離してですね、広島県の方と協議調整を進めております。現在、警察、そして県と町とですね、協議を進めて歩道がつながるような形でですね、進めていこうということでやっております。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）今のね、協議が云々ということだけじゃね、今の現状で本当にそれが対応できるのかどうかというのがね、まず最初にね、今ここでは何て言いますか、大店法の規定で届けが３１日にあったと、町としてね、あれであったわけですが、本来なら国土利用計画の時点でなけんにゃならんはずよね、１３,０００平米だから。そこらでね、親身になって考えてとらんのじゃないかいうことを言いたいわけよね。だから、今の説明で、ほんとうに住環境が悪くならんようにできるのかどうかというのはね、部長ちょっと説明が浅いと思うんです。どこまで打ち合わせとるんか。その辺ちょっと聞きたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほどからご説明、企画課長の方がしておりますけれども、商業施設への影響につきましてはですね、付加車線を設ける。それに必要な用地の提供はいただける、というような形でですね、対応することとしております。一方、川側の歩道につきましてはですね、従来より町の課題として考えておりまして、これも従来より検討・調整しておったところでございます。現在、設計をですね、進めていくということでやっておるんですけれども、工事の完成時期についてはですね、河川管理者あるいは警察との協議がありますので、今現在明確に答弁することはできませんけれども、こちらにつきましてはですね、着実に進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。この際、暫時休憩いたします。再開は10時40分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）引き続き、本会議を再開いたします。日程第10、第8号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、この補正予算につきましては、公共下水道整備事業費の減額等の予算措置を行うものがございます。内容につきましては担当者から説明をさせます

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）それでは、第8号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の平成25年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。この度の補正予算では、一般会計と同様に、額の確定や決算見込み、事業の執行残の整理を行っております。資料7の7ページ、8ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業につきましては、執行残に加えまして、2月臨時議会において増額した国の経済対策分が要望額の約6割の内示であったことから、公共下水道整備事業を9,750万円減額するものです。なお、内示による減額分につきましては、平成26年度当初予算に盛り込んでおります。続きまして、歳入について

説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、詳細な説明は省略させていただきます。繰入金の一般会計繰入金につきましても、財源調整といたしまして 340 万円余を減額するものです。続きまして、議案について説明いたします。第 8 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましても、既定の歳入歳出予算の総額から 9,643 万 5,000 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を 15 億 8,961 万 9,000 円とするものでございます。次に、議案 3 ページ第 2 表繰越明許費と、議案第 4 ページ第 3 表地方債補正でございますが、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。崎本議員。

○13 番（崎本）13 番、崎本でございます。資料のですね、予算説明書の資料の 8 ページ、先ほど言われました公共下水道の業務委託料執行残とか、工事の執行残と言われましたが、この執行残があまりにも多いから内容をね、もう少し、何になんぼう執行残があったか、ちょっと詳しくちょっと説明お願いします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず、工事請負費でございますが、現年分といたしまして、1,200 万円の減額、それから、2 月補正の内示が 6 割であったということからの減額分が 7,000 万円、合わせて 8,200 万円が、工事費の減額でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13 番（崎本）入札執行残とそこらをちょっと詳しく説明してくれ、言うたんじゃがね、大まかにパッと言われてもわからんのじゃから、詳しく執行残が何ぼあったかということの説明してもらいたいんです。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず現年分の 1,200 万円につきましては、国庫補助金が満額に届かなかったということでございまして、それに連動することといたしまして、600 万円。残りの 600 万円が執行残ということでございます。

○議長（久留島）入札関係の事は分かりませんか。副町長。

○副町長（三宅）下水道工事の場合、補助金を満額使うために入札残が出ましたものにつきましても、その他工事へ回すという形で、それによる執行残は生じさせないようにし

ております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）わしやそれが聞きたかったんよ。執行残が多いんなら、執行残が多かったら何で次の工事へ回さんかちゅうてすぐ言おうか思うたら、副町長が言われちゃったんじゃが、あまりにも執行残が多て、それきちっと説明ができないでしょうが。だから7,000万の、今の7,000万じゃ言われた分の内訳をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）7,000万円の内訳でございますが、全てこれは26年度予算に盛り込みさせていただきましたので、その際に、図面上で説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。先ほど説明がありましたが2月議会の補正予算を組んだ際に国からこндаけお金もらいますよ言うと思ったのが、いざふたを開けたら要望の6割しかございませんでした。あまりにもかけ離れてると思うんですが、その原因は何でしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）我々は、下水道につきましてかなりの整備率になってきておりまして、その完成をできるだけ早くしたいということで、可能な限りの金額をですね、要望いたしました。ところが、これは国の方の査定、内示を受けたところですね、結果的に6割になったということで、ちょっと残念だなというふうには感じておりますけれども、その分については26年度当初予算の方に振り替えましてですね、また、そのできるだけ早い完成を目指したいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それでは、説明できたので結構なんですが、なぜ6割に減らされてしまったのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）推測でございますけれども、去年の補正と今回の補正、1年間違う訳でございますが、去年はそんなに各地方公共団体がですね、要望をあまりせずにですね、石橋をたたいていたのかなというふうに考えておりますけれども、今回はたくさんの公共団体が手を挙げられたということで、かなりそのあたりの内示がですね、全般的

に下水については低くなっているというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）2点ほどお聞きします。まず1点目、歳入の方でJRの占用料が10万円減額なってると思うんですが、JR、もう、予定していたところは工事ができなくて占用料が減ったのか、それとも単価が下がったのか、その辺のご説明をお願いします。10万円下がった理由。それから、歳出の方で東部浄化センター維持管理事業、756万9,000円増えとると思うんですが、今までもあったと思うんですが、訳のわからないところで前に補正を上げて増やされたことが一度あったと思います。今回の場合どういう理由でこういう増額になったのか。大体予想をつけてこのぐらゐの費用が必要だろうということで、多分通常予算を組まれてると思うんですが、それが、これだけ増えるということとは大幅に、流入量が増えたのか、増えたのでなければ他の理由は何だろうかということ、ご説明をお願いします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）はい、まず1点目のJR占用料でございますが、昨年度工事した箇所、この箇所がですね、水路敷に海田町に帰属をするというふうな話が後から出てきましたものですから、占用料が不要になったものでございます。続きまして、2点目でございますが、東部浄化センターの維持管理負担金は、広島県の指示により予算を現在のところ編成しておるところでございますけれども、この度の増額の理由につきましては、県が見込んでおりました東部浄化センターへの流入送水量が約6パーセントぐらゐ落ちております。で、海田町につきましては、当初予算の見込みよりちょっと落ちたぐらゐではあったんですが、全体の量が落ちたことによりまして、海田町の割合が増えたという現象を起こしてしまいましたものですから、それに伴って、負担金を増やすということになったものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番西山です。資料7の1ページ、歳入ですが、下水道使用料が当初予算額よりも2,000万余りの使用料が減になってるわけです。これは大変厳しい状況ですが、来年度の予算計上に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）まず、落ち込んだ理由なんです、一般家庭への接続は順調に伸び

ておるんですが料金があまり伸びてこないという現象がまず一つございます。それから、営業用につきましては、第2位でございました企業さんが撤退したというような背景もございまして、昨年度に比べて、落ち込む見込みでございます。ということで今回の補正を組ませていただきました。来年度につきましてもですね、一応今年度の途中までの状況を踏まえて編成しておるところではございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第9号議案、平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、この補正予算につきましては、療養給付事業費の減額予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）それでは第9号議案、平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料8の平成25年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料8の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、ウィンドウズXPのサポート終了に伴い、国保システムの改修が必要となったため、99万8,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入予算でございますが、歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、これらの

説明は省略させていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金が当初見込みを下回ったことにより、346 万円を減額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第9号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から8,852万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億1,089万円とするものでございます。以上で、平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）資料8の5ページ、保険給付費、療養諸費、7ページの保険給付、高額療養諸費ですけれども、随分の今回のマイナス補正でございます。この原因は、当初見込みが高く設定されていたのか、それとも町民の皆様が医療機関にかかれる頻度が少なくなったのか、どのように判断なさってますでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）保険給付費につきましては、22年度から増減増減とあって、最近につきましては変動があまりございませんが、今年度は見込みとしまして約1,000万減額の見込みでございます。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）保険給付費等の状況でございますが、当初は、特に冬場インフルエンザであるとかそういった感染症のことを考えまして、ちょっと高めに設定をしております。今年度はそこらの発症が少なかったということもあります。先ほどの議員さんの言われました皆さんが健康に気をつけられて、お医者さんにかかる件数の若干であるんでしょうけどそこらの影響はあるんでしょうけど、今回のものにつきましては、それほど大きな感染症の発生がなかったということが原因であろうかと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、海田町におきましては、予防接種の各施策・充実がそれに効を奏しているのも一因であると判断してよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ここらの影響も多少の影響はあろうかと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めますよって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第12、第10号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第10号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算(第4号)、この補正予算につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(森原) それでは、第10号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料9の平成25年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料9の5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の一般管理一般事務事業につきましては、消費税率改定に係る介護保険システムの改修を行うため、151万2,000円を計上するものでございます。続きまして歳入でございしますが、歳入につきましても、額の確定や決算見込みによる増減がございしますが、これらの説明も省略させていただきます。それでは1ページ、2ページをお願いいたします。国庫支出金の事業費補助金につきましては、先ほどご説明した介護保険システムの改修に伴う補助として、72万6,000円を計上するものでございます。次に、3ページ、4ページをお願いいたします。繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の増額等に伴い、財源として基金を繰り入れ入れるため、924万9,000円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、保

険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に 891 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 5,798 万円とするものでございます。以上で、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 10 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 10 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 10 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 13、第 11 号議案、平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 11 号議案、平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。この補正予算につきましては、保険料と納付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）それでは、第 11 号議案、平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきましては、資料 10 の平成 25 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料 10 の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、前年度の保険料等を精算し広域連合に納付するため、377 万 6,000 円を計上しております。続きまして歳入でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込みによる増減がございますが、これらの説明も省略させていただきます。それでは 1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰越金、前年度繰越金は決算剰余金として 294

万 5,000 円を計上するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 11 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 293 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 9,328 万円とするものでございます。以上で、平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 11 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 11 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 14、第 12 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 12 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）について。平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、職員給与費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）それでは、第 12 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。お手元に配付しております資料 11 の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、資本的支出の建設改良費補正予算額 21 万 1,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案についてご説明いたします。第 12 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、当初予算の第 4 条に定めた資本的支出を 21 万 1,000 円増額し、3 億 8,091 万 2,000 円とするものでございます。次に、

第3条でございますが、当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費、21万1,000円を増額し6,823万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第15、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成26年度町長施政方針を述べさせていただきます。本議会に提案しております平成26年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と予算編成の基本的な事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解を得たいと存じます。昨年8月、広島県から広島市東部地区連続立体交差事業の見直し案が示されましたが、海田町についてはこれまでの計画が大幅に見直されており、永年、期待しながら進めてきた本町のまちづくりを根本から覆すものであり、この見直し案は到底受け入れられないと考えております。平成26年度においても、これまでのまちづくりをするべく、第4次海田町総合計画に掲げた都市像「ひと輝く・四季彩のまちかいた」の実現に向け、総合計画の実施計画を着実に実施し、引き続き、住民福祉の向上と町の発展に取り組んでまいりたいと考えております。次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、輸出の持ち直しや経済対策の効果などを背景に、景気の回復基調が続くことが期待されておりますが、しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見込めるととも

に、海外の景気の状態によっては国内の景気を押し下げることとなり、先行き不透明な状況となっております。次に、平成 26 年度の地方財政の状況でございますが、地方に交付される地方交付税の増額については、昨年度を下回るものの、地方消費税率の引き上げや地方税の増収等により、一般財源総額については、昨年度の水準と実質的に同水準が確保されております。続いて、本町の財政状況についてでございますが、歳入の根幹である町税につきましては、町たばこ税の減が見込まれるものの、個人町民税、法人町民税ともに増が見込まれ、町税全体で増を見込むとともに地方消費税交付金の増を見込んでおりますが、普通交付税につきましては、大幅な減を見込み、臨時財政対策債についても減としております。一方歳出においては、退職者の状況から、人件費の減を見込んでおりますが、社会保障関係費の増や老朽化した公共施設の補修に予算を措置する必要が生じております。こうした中で、予算の編成にあたり、事務事業評価を反映するとともに、一般行政費のゼロシーリングの実施や事務事業の見直しを行いました。また、国の経済対策を活用し、耐震補強など大きな大規模事業を平成 25 年度予算に前倒して計上し、より有利な条件で事業を行うことにより、特定財源の確保に努め、限られた財源の中で、第 4 次海田町総合計画に掲げた各種施策の推進に財源を重点的に配分をいたしました。なお、歳入歳出の見込みで財源不足を生じたので、財政調整基金の取り崩しにより不足分を補い、予算を編成いたしました。次に、行財政分野につきましては、これらの財政健全化の取り組みにより、人件費の抑制や町債残高の縮減など、一定の成果を上げてきております。引き続き、身の丈に合った、簡素で効率的な行政運営に努めてまいります。それでは、主な事業につきましては、総合計画に示された施策の方向に沿って説明をいたします。

第 1 点目は、「子どもがいきいきと育つまちをつくろう」でございます。子育てしやすい環境の整備につきましては、全ての子育て家庭において子どもを安心していただくことができるよう、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを行ってまいります。平成 25 年度に引き続き、子ども・子育て支援法に基づく海田町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子ども・子育て会議を開催し、子育て家庭や地域のニーズを反映するよう適切に対応してまいります。家庭における子育ての支援につきましては、引き続き、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの 3 か所の子育て支援センターを中心に、子育て相談・親子教室、食育講座などを行い、親子で気軽に集うことができる場を提供してまいります。また、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い、親子で触れ

合い、家族の絆を深めるためのイベント、「ワッショイ！かいた」の開催や3人乗り自転車貸し出し、ヘルパー派遣事業を行ってまいります。保育サービスの充実につきましては、老朽化した畝保育所・幸保育所・西浜保育所の再整備を進めるため基本計画を策定するとともに、畝保育所については、応急処置として改修工事を実施し安全対策を行ってまいります。また、多様な教育、保育施設や子育て支援事業を保護者や妊娠している方が円滑に利用できるよう、新たに保育コーディネーターを配置し、情報提供や相談、助言を行うとともに、関係機関との連携調整を行ってまいります。その他、保育所での延長保育、一時保育、休日保育を行い、保育ニーズに対応するとともに、保育所での未就園児に対する園庭開放や保育所入所園児の感染症情報の集約により、早期の予防対策と感染拡大防止を行ってまいります。地域住民の協力による子育て支援につきましては、会員同士による子育て援助を行うファミリーサポートセンターの実施や、シルバー人材センターの託児事業の支援を行ってまいります。次に、子育て世帯の経済的な負担の軽減につきましては、就学前までの医療費の助成や、中学生までの入院医療費助成、未熟児の入院に係る医療費の支給を実施してまいります。それから子どもを対象とした各種手当の支給や、2人以上同時に保育書等に入所した場合の保育料の軽減などを引き続き行ってまいります。子どもが健やかに育つ環境の整備につきましては、子どもたちが自主性、自立性をはぐくみながら健やかに育っていけるよう、子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んでまいります。児童クラブにつきましては、下校後に保護者などが家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、基本的生活習慣、道徳性、社会性の育成に努め、児童の健全育成を図ってまいります。放課後子ども教室につきましては、放課後や週末などの健やかな体験活動や地域との交流活動の場を提供するとともに、地域の居場所として多くの児童が参加できるよう、児童館や児童クラブと連携してまいります。特に配慮を必要とする子どもや家庭につきましては、子育て支援ネットワークを活用し、児童虐待の早期発見や虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行ってまいります。発達障がいなど障がいを持つ児童に対しましては、それぞれの障がいの状況において適切に対応してまいります。ひとり親家庭に対しましては、母子自立支援員による相談や指導を行うとともに、経済的な支援を行ってまいります。学校教育の充実につきましては、夢を持ち、夢を語ることでできる児童生徒の育成を目標に掲げ、小学校と中学校の教職員が9年間を見通して児童生徒を育てるという観点視点に立って、確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむとともに、地域に開かれた信頼と特色のある学校づく

りや教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。確かな学力育成につきましては、県の事業で、海田中学校区が指定を受けていた学力向上総合対策事業を海田西中学校区にも拡充いたします。また、新たに各校に教育指導員を配置して、学力の確実な定着を目指すとともに、グローバル化が加速する現状を踏まえ、英語教育の充実を図ってまいります。豊かな心の育成につきましては、心の元気を育てる地域支援事業を推進するとともに、道徳の時間を要とし、道徳性、を育む体験活動等を充実させてまいります。また、いじめや暴力等の行為に対するために、小中一貫した生徒指導体制を一層拡充してまいります。健やかな体の育成につきましては、体を動かす機会を増やし児童生徒の体力づくりや食育・健康教育の充実を図ってまいります。次に、子どもの安全・安心の確保につきましては、緊急情報等メール配信サービスを活用し、情報発信するとともに、学校安全ボランティア活動を引き続き推進してまいります。教育環境の整備につきましては、全校にエアコンを設置するとともに、海田小学校の特別教室棟、海田西小学校の本館と特別教室棟の耐震補強工事を実施してまいります。また、海田小学校プール改修工事、南校舎窓改修工事、本館給水設備更新工事を実施してまいります。心豊かでたくましい青少年の育成につきましては、青少年が生き生きと活動し次代を担う人材が育っていくよう、家庭や地域の教育力の向上に努めてまいります。青少年支援団体の育成につきましては、青少年育成海田町民会議への支援を拡充するなど、人材、団体等の育成に取り組んでまいります。地域の教育力の回復につきましては、地域のおせっかいおじさん、おせっかいお婆さんの発掘や育成の活動の場を提供してまいります。青少年が生き生きと活動できる環境づくりにつきましては、公民館でのジュニアサマースクールなど文化やスポーツ活動の機会を提供してまいります。読書活動の推進につきましては、乳児を対象としたブックスタート事業を実施し、幼児期には親子で図書館を利用していただけよう児童館の充実を図ります。さらに、子どもがみずから読書に親しみ、読書習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備に努めてまいります。

2点目は、「だれもが尊重され活躍するまちづくり」でございます。生涯学習の推進につきましては、住民が生涯にわたって学び、心の豊かさが実感できるまちを築いていくために、生涯学習推進体制の充実や多彩な学習機会の確保、生涯学習関連施設の整備や充実に取り組んでまいります。学習のニーズに対応した学習機会の確保・充実につきましては、多彩な講座の開設や学習成果を発揮できる場を提供するなど、いつでも、どこでも、だれでも学習できる体制づくりに努めてまいります。生涯学習関連施設の整備

につきましては、築 40 年を迎え老朽化している海田公民館の今後の方向性を検討するため、基本計画を策定をいたします。地域文化の継承と創造につきましては、地域文化の再発見や継承、新たな文化の創造に向け、優れた芸術文化にふれる機会を提供するとともに、住民自身による芸術文化を発表する場の提供など文化活動を支援してまいります。また、町内の文化財を活用し、郷土の歴史に対する住民の関心を高め、その継承に取り組んでまいります。スポーツのまち・海田づくりににつきましては、住民が生涯にわたってさまざまなスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや体力向上が図れる環境を整備してまいります。また、学校等の身近な施設でスポーツ活動が行えるよう、学校開放事業を行うとともに、住民の多様なニーズに対応するため、毎月第 3 日曜日の家庭の日において、学校施設ふれあい事業を継続してまいります。スポーツ団体の育成では、町内の各スポーツ団体の団体相互の交流や技術の向上が図れるよう、引き続き支援を行ってまいります。織田幹雄氏のご子息より御寄附いただいた織田氏ゆかりの貴重な品々を公民館等で巡回展示し、町内出身のトップアスリートの功績を町内外に紹介をしてまいります。人権尊重と人間性豊かな人づくりににつきましては、海田町人権教育・人権啓発指針に基づき、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映などを行い、人権を守り、大切にしていける明るい住み良いまちづくりに取り組んでまいります。男女共同参画社会の形成につきましては、海田町男女共同参画基本計画に基づき、性別に関係なく、互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、理解と関心を深めるよう広報・啓発に努めるとともに、町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。また、配偶者暴力相談窓口を設置し、関係機関と連携をとり、被害者の支援に取り組んでまいります。多文化共生社会の形成につきましては、国籍にかかわらず、全ての人々が暮らしやすいまちの実現を目指し、海田町国際交流協会を支援するとともに、連携を密にしながら住民意識の啓発や交流の促進等を図り、外国人にとっても住みやすい環境づくりに努めてまいります。

第 3 点目は、「健康で人にやさしい安心のまちづくりをつくろう」ということでございます。健康づくりの推進につきましては、第 2 次健康かいた 21 に基づき、健康寿命の延伸を目指して各種健康づくり事業を推進し、住民の健康の増進を図ってまいります。母子保健の充実につきましては、子どもの健やかな成長を支援していくため、妊娠期から支援を開始し、生後 4 か月までの赤ちゃんへの全戸訪問、出産や育児に関する相談、健康教育などを行い、母親の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めてまいります。発

達障がいの傾向にある子どもに対しては、個別相談や幼児発達支援教室を実施するとともに、就学前にアンケート調査を行い、就学に向けて適切な対応ができるよう取り組んでまいります。また、町で独自に助成をしている不妊治療医療費及び不育症治療費助成を引き続き行ってまいります。生活習慣病対策につきましては、新たに健康づくりサポーターを養成し、地域全体で健康への関心を高めていけるよう取り組んでまいります。また、糖尿病予防教室、重症化予防教室、水中健康教室、健診結果説明会などを通じて、適切な運動習慣や食習慣を身につけることができるよう支援をしてまいります。ウォーキング大会につきましては、引き続き、安芸区と合同で地域一帯を盛りあげていくイベントとして実施してまいります。また、「ワッショイ！かいた」の中で「健康・食育フェア」を実施することにより、住民の健康増進や健全な食生活の普及・啓発に取り組んでまいります。がん検診につきましては、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として、過去に女性がんの無料クーポン券の配布を受けたクーポン未利用者に対して再度クーポン券を配布し、検診の重要性の認識と受診の動機付けの向上を図ってまいります。また、特定の年齢の方に大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布するとともに、乳がん検診の無料クーポン券の対象年齢の拡大を図り、受診率の向上を目指してまいります。予防接種事業につきましては、定期予防接種を適正に実施するとともに、町が独自助成している成人用肺炎球菌ワクチン、おたふく風邪ワクチン、風しんワクチンの接種費用の助成を行ってまいります。また、平成26年10月からの開始となる水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化に向けて、適正に事務を進めてまいります。自殺予防対策につきましては、支援が必要な方への個別対応や相談を実施するとともに、自殺予防の啓発、うつや認知症の予防に効果があるとされる睡眠改善教室を引き続き実施してまいります。歯科保健につきましては、住民に身近ないきいきサロンなどの出前教室を通じて歯科指導を行うとともに、妊婦や節目年齢の方への歯周疾患検診を実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。食育の推進につきましては、ヘルスメイト活動を地域の会館等で実施し、住民の身近なところで食育の普及啓発に取り組んでまいります。また新たに思春期世代への食育推進事業を開始し、食を通して生涯にわたる健康づくりが実践できるよう、学校、家庭、地域等と連携をした食育推進体制の整備を図ってまいります。豊かな高齢社会の形成につきましては、高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が元気でいきいきとした生活が送れるよう、生きがいつくりや社会参加の促進、日常生活の支援を行ってまいります。地域に

おける高齢者への支援体制の充実につきましては、引き続き自治会が実施する高齢者の居場所づくりの支援を行ってまいります。生きがいくりと社会参加の促進につきましては、平成 26 年度に開設する海田町シルバープラザの管理を海田町シルバー人材センターが指定管理で行い、高齢者の労働能力の活用と地域の高齢者の福祉の増進に取り組んでまいります。また、シルバー人材センターや老人クラブに対しては、引き続き支援を行ってまいります。福祉センターにつきましては、海田町社会福祉協議会が指定管理者となり管理運営を行ってまいります。障がい者福祉の推進につきましては、障がい者基本計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が尊重し合い支え合う安らぎのある地域社会の実現を目指して、総合的な支援に取り組んでまいります。障がい福祉計画につきましては、現計画が平成 26 年度で満了することに伴い、次期計画の策定に取り組んでまいります。平成 26 年度から権限移譲による特別児童扶養手当の認定等の事務と身体障害者手帳の認定交付の事務を町で実施をいたします。その他引き続き障がい者に対する相談支援体制の確保や各種手当の支給、医療費の助成に取り組んでまいります。地域福祉の推進と総合的なサービスの提供につきましては、地域福祉計画に基づき、総合的な福祉サービスを行政のみならず住民などとの協働により提供し、だれもが安心して充実した地域福祉づくりに取り組んでまいります。地域福祉計画につきましては、現計画が平成 26 年度で満了することに伴い、次期計画の策定に取り組んでまいります。協働で支え合う地域福祉づくりにつきましては、地域に密着して活動されている社会福祉協議会や民生委員等と連携をするとともに、その活動の支援を行ってまいります。生活保護費給付事業につきましては、生活困窮者の不安解消や生活支援を図るとともに、必要に応じて就労の支援を行い、自立に向けた支援を行ってまいります。また、就労意欲のある離職者のうち、就労の基盤となる住居を喪失するおそれのある方に対しては、住宅支援給付を行うとともに、就労への支援を行ってまいります。交通安全対策の推進につきましては、交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、引き続き交通安全についての意識啓発を推進するとともに、海田町交通安全協会の活動の支援を行ってまいります。また、交通安全施設の充実に努めてまいります。防犯対策の推進につきましては、犯罪を未然に防ぐための夜間防犯パトロール事業を引き続き実施するとともに、防犯意識の普及・推進のため、各種活動を展開している海田町防犯組合連合会等の取り組みを支援してまいります。消費者行政の推進につきましては、悪質な勧誘や脅迫まがいの悪徳商法による被害防止のため、広報などによる情報提供や、出前講座による啓発活

動に努めるとともに、巧妙化する消費トラブルに対処するため、県生活センターとの連携を行います。また、専門の相談員による相談窓口を開設し、住民の相談に対応してまいります。

第4点目は、「環境に優しく快適なまちをつくろう」でございます。地球温暖化対策の推進につきましては、公共施設へのみどりのカーテンの設置を引き続き実施するとともに、海田町地球温暖化対策地域協議会と連携を図り、地域へのみどりのカーテンの普及を支援してまいります。また、電気自動車につきましては近距離用の公用車のほか、屋外イベントでの外部電源として利用し、二酸化炭素排出軽減についてアピールを引き続き行ってまいります。同時に、ひまわりプラザに整備しております急速充電設備につきましても、利用周知を図るとともに、電気自動車の普及に寄与してまいります。環境保全と循環型社会の形成につきましては、持続可能な循環型社会の形成と快適な都市環境の保持、増進に向け、住民や事業者、関係団体等の連携を図り、ごみの減量化、再利用化、再資源化の3R運動を推進し、ごみの適正な処理などに取り組んでまいります。また、ごみ問題や環境問題に対する住民意識の向上につきましては、引き続き広報等による啓発を行い、循環型社会の実現に努めてまいります。環境センター焼却施設の跡地につきましては、今後のごみ処理量の動向を踏まえ、利用計画を策定してまいります。住宅・住環境の整備につきましては、快適で暮らしやすい生活環境を維持・増進させるため、第1蟹原住宅に駐車場を整備するとともに、全町営住宅の駐輪場を整備してまいります。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、第1蟹原住宅の給水管の改修を行ってまいります。私道整備補助事業につきましては、生活環境の向上と交通安全を確保するために、一定の要件を満たす私道については、整備費用の一部を補助してまいります。公園緑地の整備につきましては、住民に親しまれ、利用される公園緑地を確保していくために、計画的に公園緑地の整備に取り組んでまいります。海田総合公園につきましては、指定管理の契約が平成26年度で満了することから、次年度以降の指定管理について検討してまいります。また、施設整備につきましては、駐車場のゲートの改修や、遊具広場への階段の設置を行ってまいります。自然と文化が息づくうるおいのある環境づくりにつきましては、貴重な自然や文化財を守り、自然と歴史文化に親しむ町づくりに取り組んでまいります。自然環境の保全と活用につきましては、引き続きひろしまの森づくり事業交付金を活用し、日ノ浦山遊歩道のベンチ取替や案内版等の改修を行ってまいります。文化財の保存と活用につきましては、旧千葉家住宅を適切に管理するとともに

に、一般公開など歴史文化に関する活動を継続し、地域の歴史についてより理解を深めていただく機会を確保してまいります。

第5点目は、「都市基盤を整え生かすまちをつくろう」でございます。拠点づくりと計画的な土地利用の推進につきましては、自然と都市空間の調和した都市構造の形成のため、地域拠点の整備や農地の保全に取り組んでまいります。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県及び広島市において事業の見直しの検討が進められておりますが、町といたしましては、引き続き現計画の事業の実施を強く要望してまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、建物等の移転を進めるほか、中店窪町線の整備や雨水幹線の整備などを行ってまいります。農地の保全につきましては、イノシシ等による農産物被害の増加に対応するため、引き続き国及び県の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、駆除活動などに対して支援を行ってまいります。災害に強いまちづくりの推進につきましては、平成25年度に改定した海田町地域防災計画に基づき、安全な避難施設の確保や消防の充実強化を図るとともに、住民の協力と参加のもとに、地域ぐるみでの防災体制づくりに取り組んでまいります。防災体制の充実につきましては、避難施設や浸水想定などの情報の周知を行うとともに、避難施設、備蓄品などの拡充を行ってまいります。防災情報伝達体制の充実につきましては、全国瞬時警報システムによる緊急情報や防災行政無線による災害情報など、各種情報の確実な伝達に努めてまいります。また、防災行政ラジオの有償配配布も引き続き行ってまいります。災害時に援護を必要とされる方につきましては、安全確実に避難することができるよう、災害時要援護者支援体制の確立に努めてまいります。常備消防につきましては、広島市消防局との連携を図りながら火災、災害対応力の充実強化を進めてまいります。非常備消防につきましては、国信消防庫を移転、拡充し、消防団の活動拠点の一つとして整備するとともに、装備品や資機材等の充実を図ってまいります。災害に強い都市構造の形成につきましては、引き続き東二丁目地内の東桜木川の修繕を行ってまいります。また、林道や急傾斜地の適切な管理に努めてまいります。住宅の耐震化につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の一部を助成し、住宅の耐震化を促進してまいります。交通網の整備につきましては、住民生活と都市活動を支える交通網の整備に取り組んでまいります。都市計画道路の整備につきましては、中店小学校線の用地買収を引き続き進めております。また、新開蟹原線の既に見込んでいる部分の道路改良工事を実施してまいります。生活道路の整備につきましては、畝二丁目地内の町道2号

線歩道改修工事、三迫三丁目地内の町道 313 号線整備工事を進めてまいります。また、町道 2 号線瀬野川西踏切整備事業、町道 6 号線バイパス整備事業につきましては、物件等調査を行ってまいります。道路の修繕につきましては、中店地内の町道 17 号線、月見町地内の町道 231 号線、昭和町地内の町道 1 号線、堀川地内の町道 10 号線、蟹原二丁目地内の町道 6 号線、東二丁目地内の町道 124 号線などの修繕工事を実施してまいります。橋りょうの維持管理につきましては、町内橋りょうの点検や瀬野川にかかる橋りょうの耐震補強調査を行い、計画的に橋りょう修繕を行ってまいります。町内循環コミュニティバスにつきましては、広報などで普及啓発に努めながら、運行を継続してまいります。

第 6 点目は、「産業と働く人が元気なまちをつくろう」でございます。雇用の場の確保につきましては、雇用の安定と雇用の場の創出・拡大を図るため、関係機関と連携し、さまざまな情報の提供に努めてまいります。工業・商業の振興につきましては、町内の商工業の持続的発展を図るため、広島安芸商工会を支援するとともに、連携を密にしながら、商工業者の育成及び経営安定・向上に努めてまいります。また引き続き、金融機関に中小企業への融資用資金を預託し、設備の更新や充実に必要な資金供給の円滑化に努めてまいります。

第 7 点目は、「参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう」でございます。地域活動と協働のまちづくりの推進につきましては、さまざまな団体が主体性と自主性をもち、対等な立場で協力し活動していくため、必要な研修を実施するとともに、活動の場所の提供や情報発信の支援等を行ってまいります。また、瀬野川の魅力の一つである野鳥については、地域住民の皆さんの協力を得ながら案内看板の作成に取り組んでまいります。自治会活動への支援につきましては、海田町自治会連合会の支援を行い、地域づくりの基礎となる自治会活動の活性化を図ってまいります。広報公聴活動につきましては、町の広報紙やホームページ、議会中継などにより、積極的に行政情報を提供するとともに、住民の皆さんの生の声を行政に反映させるため、引き続きぶらり訪問やタウンミーティングを実施してまいります。交流と定住・居住の促進につきましては、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい、とっていただけるよう魅力あるまちづくりに取り組むとともに、生活情報や住宅情報など、さまざまな情報を提供してまいります。また、交流・定住施策につきましては、本町に合った施策について引き続き調査・研究をしてまいります。地方分権に対応した基礎自治体としての基礎整備と広域的な連携につつま

しては、地方自治を取り巻く状況に的確に対応しながら、住民サービスを提供し、都市像の実現を目指していくため、基礎自治体としての基盤強化を図るとともに、関係市町との交流・連携を強めてまいります。関係市町との連携・交流につきましては、広域的な課題などの解決に向けて、関係市町との交流を深めるとともに、国や県など関係機関との連携強化を図ってまいります。組織の見直しにつきましては、高齢者福祉に関する事務を社会福祉課から長寿保険課に集約するとともに、水道課と下水道課を統合することにより、窓口の一本化による利便性の向上や事務執行の効率化に努めてまいります。庁舎の整備につきましては、3階大会議室、応接間に個別冷暖房設備を設置し、執務能力の向上を図るとともに、適切な庁舎環境の維持に努めてまいります。町税等の収納対策につきましては、新たな滞納を発生させないよう、納税相談や臨戸徴収を継続的に実施するとともに、文書や電話による催告を行い、払い忘れの方に対する注意喚起を行ってまいります。納付方法につきましては、引き続き、コンビニ納付、口座振替納付の推奨などを通じて、納税者の利便性と収納率の向上に努めてまいります。その他平成 27 年から導入が予定されておる社会保障・税番号制度に向けて、システムの改修に着手してまいります。また、引き続き海田東公民館での証明書の発行や、毎月第2土曜日の役場住民課の窓口の開設を行うなど、今後ともより一層の行政サービスの充実に努めてまいります。

第8点目は、「特別会計」でございます。公共下水道事業特別会計につきましては、雨水施設及び污水施設の整備を引き続き進めてまいります。雨水施設につきましては曾田・国信一丁目・寺迫二丁目地区の浸水解消を図るため、竹貞第1ポンプ場流入渠の整備を行います。污水施設につきましては、海田東第1処理分区の東二丁目、三迫二丁目、三迫三丁目地区及び海田中央第6処理分区の三迫二丁目地区の幹線と面整備を進めてまいります。これによって整備面積は466ヘクタール、処理人口は、2万7,770人となり、全体面積の76.1パーセントが整備され、人口普及率は96.3パーセントになる予定です。本町における公共下水道の整備はおおむね完成となります。国民健康保険特別会計につきましては、医療費の増加などを要因として財源の不足が見込まれるため、収支不足分補てん分の一般会計繰入金を計上することにいたしました。今後とも、安定した保険税収の確保に努め、引き続き口座振替納付やコンビニ納付の推進を図るとともに、納税相談や電話による催告、臨戸徴収を継続的に実施するなど、なお一層の収納率の向上に努めてまいります。また、引き続き医療費の適正化を推進するため、保健師による

頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいります。次に、住民の健康保持・増進を図るため、引き続き生活習慣病対策として、特定健康診査の受診率向上や保健指導の効率的な実施に努めてまいります。また、栄養指導や運動教室などの健康づくり事業を引き続き実施してまいります。介護保険特別会計につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつでも安心して暮らすことができるよう、訪問による介護相談事業や見守りネットワーク事業の充実を図るとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発や認知症予防対策に努めてまいります。介護保険事業計画につきましては、現計画が平成26年度で満了となることに伴い、次期計画の策定に取り組んでまいります。また、要介護認定の適正化や介護報酬請求の適正化を図るとともに、介護保険料の賦課徴収事務を適切に実施し、健全な保険財政の運営に努めてまいります。後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し適正な制度の運営に努めてまいります。水道事業会計につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の更新や、長寿命化を図るとともに、災害対策の推進に努めてまいります。水道管につきましては更新時期を迎えた配水管を順次耐震管に更新してまいります。石原配水地につきましては、引き続き耐震改修を行ってまいります。また、他の水道施設につきましても、計画的に整備を行うため、更新計画の策定を行ってまいります。ペットボトルの海田の水につきましては、だれでも購入できるよう町内で販売しておりますが、引き続き海田町の水道水のおいしさをPRしたいと思っております。なお、地方公営企業会計の見直しが行われたことに伴い、平成26年度予算から新会計制度に対応した予算編成となっております。

以上、それぞれ会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行政運営に務め、町政発展に邁進する所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の施政方針演説を終わります。ありがとうございました。

○議長（久留島）以上で、施政方針演説を終わります。本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって今日は、これにて延会とすることと決しま

す。なお明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞さまでございました。

午前 11 時 57 分 延会